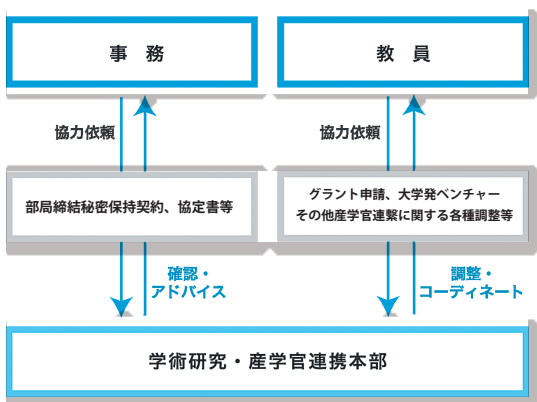


産学連携

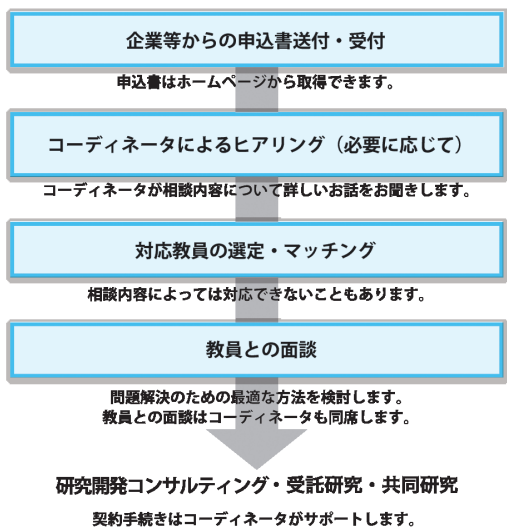
産学官連携に係る各種相談

本学は、研究者や部局事務等学内からの産学官連携に係る相談、企業や自治体等の学外からの各種相談を受け付けています。相談の流れは以下の通りです。

◆学内からの相談



◆学外からの相談



★もっと詳しく知るには

・学外からの相談の案内

https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/company/gd_con.php

◆お問い合わせ先

学術研究・産学官連携本部

産学官連携推進グループ

TEL：092-802-5127 FAX：092-802-5060

内線：90-5127

Email：coordinate@airimaq.kyushu-u.ac.jp

産学連携マッチングプログラム

本学は、共同研究の拡大及び博士課程学生のキャリア支援と進学率向上にむけて、「次世代基盤技術シーズ探索プログラム」及び「博士課程学生就学・キャリア支援共同研究プログラム」を整備しました。

○次世代基盤技術シーズ探索プログラム

【共同研究プラン提案の募集】

学術研究・産学官連携本部では、大学における「基礎研究の振興、基礎研究成果の蓄積と社会への還元」と産業界における「事業開発力強化」を目的として、次世代基盤技術シーズ探索プログラム（以下、「プログラム」という。）を創設いたしました。

プログラムは、企業が共同研究提案を希望する領域に対して、本学より共同研究の提案を行うもので、「研究者」（教職員）が提案する〔一般タイプ〕と博士課程学生と指導教員が共同で提案する〔博士学生参画タイプ〕があります。

○博士課程学生就学・キャリア支援共同研究プログラム

「博士課程学生就学・キャリア支援共同研究プログラム」は、次世代基盤技術シーズ探索プログラムの博士学生参画タイプとして実施するもので、博士課程の学生（以下、博士学生）が、指導教員の了承・指導の下で博士論文テーマに沿った共同研究を企業と主体的に行いながら当該共同研究費によって経済的支援を受け、かつ、学生のキャリアパスの形成に資するとともに、大学院教育における課題設定及び解決能力、並びに他者と協働する力を向上させ、本学における新しい学問分野及び融合研究の創成・発展の促進を図ることを目的とします。

【博士学生の処遇など】

●プログラムに参加する学生は、企業との共同研究

を主体的に実施し、その共同研究の研究担当者（DC 共同研究員）として九州大学に雇用されます。

- DC 共同研究員は、企業との共同研究の直接経費によって雇用されます。
- 手当額は1 時間あたり1,900 円、1 週間当たりの共同研究の従事時間は30時間未満とします。

【その他】

- 共同研究の大学側の研究代表者は、原則として指導教員となります。
- 学術研究・産学官連携本部は、プログラムに参加する学生の学位取得に支障を来すことのない共同研究を推進するため、プログラムで実施する共同研究の進捗管理及び研究成果の取扱いに関する支援等を行います。

★もっと詳しく知るには

- ・次世代基盤技術シーズ探索プログラムの案内
<https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/teacher/page.php?code=44&side=04>
- ・博士課程学生就学・キャリア支援共同研究プログラムの案内
<https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/teacher/page.php?code=48&side=04>

◆お問い合わせ先

学術研究・産学官連携本部
産学官連携推進グループ
TEL：092-802-5135
alliance@airimaq.kyushu-u.ac.jp

共同研究等諸制度

本学は、教育・研究に続く第3の使命として積極的な「社会貢献」を掲げており、その一環として、共同研究、受託研究、研究開発コンサルティング、産学官連携を推進するための諸制度を整備しています。

○共同研究

本学の研究者と民間企業等に所属している研究者とが、共通の研究課題に共同で取り組む研究です（受入フローは、【図1】のとおりです）。

○受託研究

国や民間企業等から、本学が委託を受けて行う研究です。本学が受託した研究に要する経費は、委託者に負担して頂きます（受入フローは、【図1】のとおりです）。

○研究開発コンサルティング

民間機関等からの幅広い課題・要望に対して、本学研究者が教育・研究及び技術上の専門知識に基づく指導助言を通じて、委託者の業務又は活動を支援するものです。研究開発コンサルティングに要する経費は、委託者に負担していただきます（受入フローは、【図2】のとおりです）。

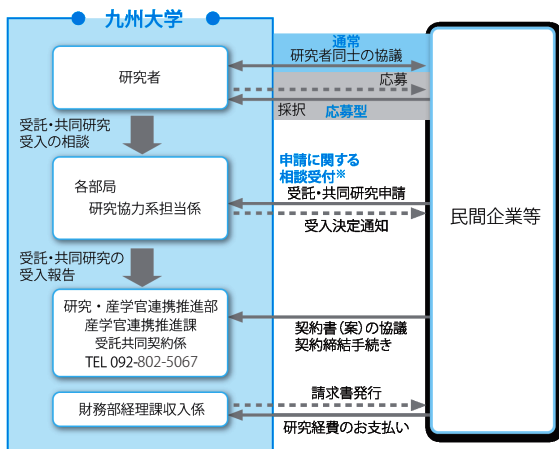
★もっと詳しく知るには

- ・共同研究及び受託研究の案内
https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/sky/jk_flow.php
- ・研究開発コンサルティングの案内
<https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/teacher2/page.php?code=69&side=company>

◆お問い合わせ先

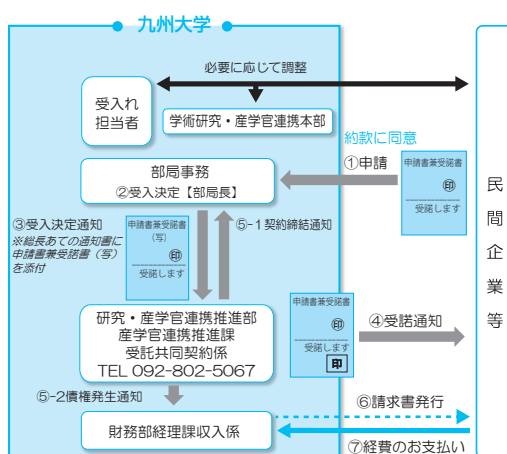
研究・産学官連携推進部
産学官連携推進課受託共同契約係
TEL：092-802-5067
snskeiyaku@jimu.kyushu-u.ac.jp

【図1】共同研究・受託研究の受入フロー



※民間機関等と本学研究者との受託・共同研究については、事務局研究・産学官連携推進部産学官連携推進課及び研究者が所属する部局の研究協力担当係が対応いたしますので、お気軽にご相談下さい。

【図2】研究開発コンサルティングの受入フロー



※研究開発コンサルティングは、契約書ではなく約款（修正や交渉は行わない定型の契約文）での手続きとしています。なお、約款の内容変更（一部変更含む）は行いません。

「組織」対「組織」の産学官連携

○組織対応型連携

『組織対応型連携』は、企業の個々の研究開発ニーズを解決するだけでなく、各種の要素研究の融合を図りながら独創的なコンセプトを創出し、産学の両者が共同して国際競争力に優れた最先端の実用化技術を開発することを目指しており、またその目的は、大学の教育・研究の両方の活性化にあります。組織対応型連携は、研究グループを広く全学的に組織し、企業と契約を結びます。すなわち、この連携プロジェクトは、企業と九州大学との“組織間契約”を基本とするものです。

運営は学術研究・産学官連携本部（九州大学）、産学連携担当セクション（企業）、および産・学相互の研究者グループにより構成される“連携協議会”（九州大学オリジナルスタイル）がマネジメントします。このことにより従来の産学共同研究等における課題であった産学間での認識ギャップを無くし、双方が満足する結果を得ることが可能となります。従来の共同研究等が大学の研究室と企業との間の“点と点を結び関係”だったのに対し、組織対応型連携研究は、大学と企業との間の“面と面を結び関係”と言えます。また、当初から学術研究・産学官連携本部が相談や調整に参加し、具体的な契約内容である①研究目的、②研究内容・範囲、③研究計画（研究期間・期限）、④研究体制、⑤研究資金、⑥研究管理手法、⑦研究成果評価法、⑧知的財産の管理・運用手法、⑨公的資金導入、⑩研究成果物等につい

て合意形成を図ります。（【図3】参照）

○共同研究部門

共同研究部門は、九州大学と民間企業等との組織的かつ中長期的な組織対応型連携の研究事業の枠組みにより、民間企業等からの共同研究費で学内に共同研究に係る拠点（共同研究部門）を設置し、特定の研究分野について一定期間継続的に共同研究を実施します。

当該共同研究に専念する「共同研究部門教員」を雇用・配置し、当該教員を中心に共同研究を実施します。また、学術研究・産学官連携本部が組織対応型連携の研究事業に係る支援活動の一環として、研究進捗管理や研究推進支援を行います。（【図4】参照）

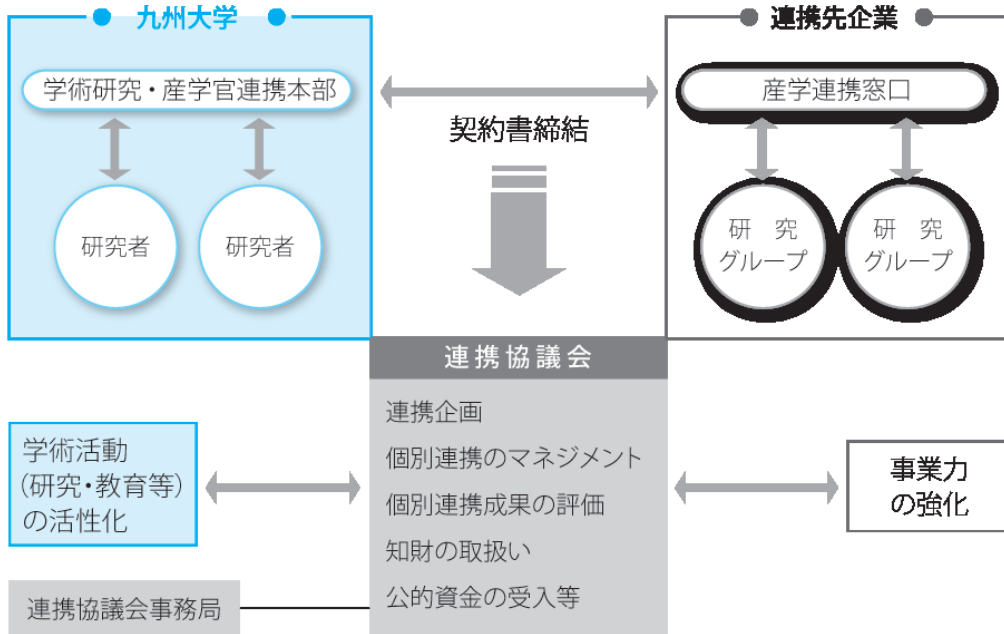
★もっと詳しく知るには

- ・組織対応型連携の案内
<https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/company/cooperation.php>
- ・共同研究部門の案内
https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/company/cooperation_b.php

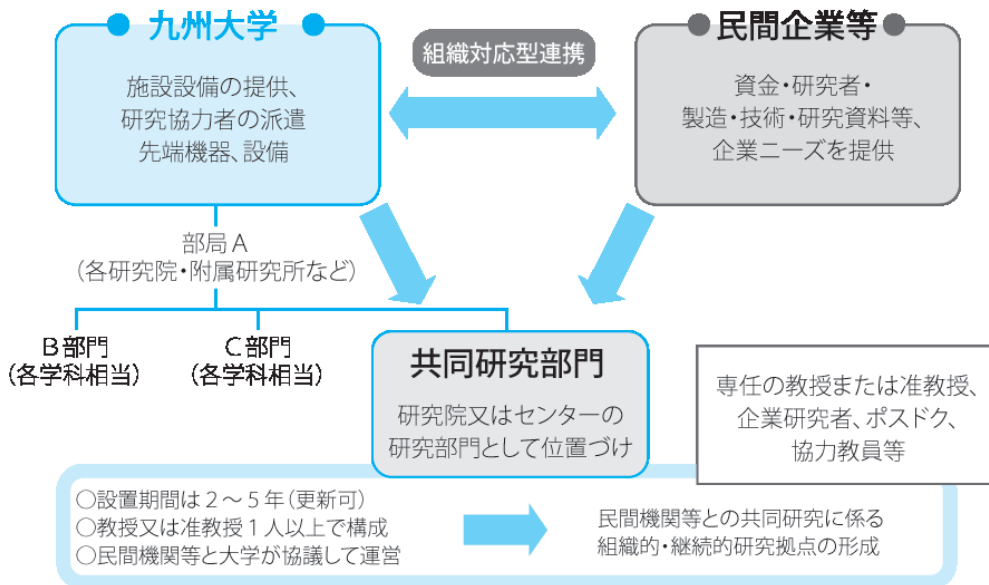
◆お問い合わせ先

学術研究・産学官連携本部
産学官連携推進グループ
TEL：092-802-5135
alliance@airimaq.kyushu-u.ac.jp

【図3】 組織対応型連携について



【図4】 共同研究部門について



2019年4月より、教授または准教授相当の民間等共同研究員を受け入れ、部門教員を置かない形でも部門を構成できるようになりました。

大学発ベンチャー創出

本学では、九州大学発のベンチャー企業を創出・増大するため、起業家人材の育成や本学の研究成果等に基づく起業を支援しています。また、その加速を図るため、「大学発ベンチャー事業シーズ育成支援プログラム」を整備・実施しています。

1. 起業家教育（ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センター QREC 等との連携）
2. 学内教職員および学生等からの起業相談
3. 起業前支援（学内ギャップファンドプログラムの推進、外部専門家との連携支援）
4. 起業後支援（各種優遇支援、一般支援、外部専門家との連携支援）

- 大学発ベンチャー事業シーズ育成支援プログラム
 - ・ 九大教員等の研究成果（事業シーズ）を実用化検証するための学内公募助成金として整備（H28 年度～）
 - ・ 起業に意欲的に取り組む教員等の自己の研究成果に基づく大学発ベンチャーの創出を促進する
 - ・ 起業を目指した九大初のギャップファンド制度であり、本務として遂行が可能

★ もっと詳しく知るには

ベンチャー創出推進の案内

<https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/teacher2/venture.php>

◆ お問い合わせ先

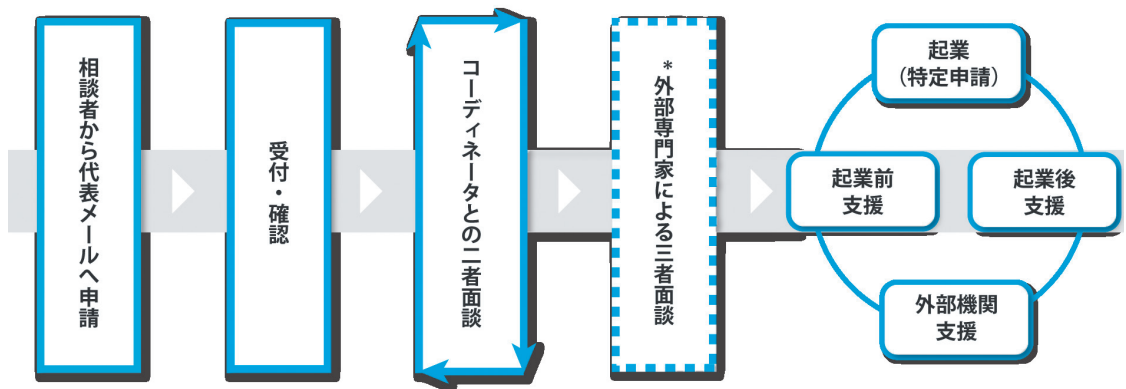
学術研究・産学官連携本部

知財・ベンチャー創出グループ

TEL：092-802-5143

startup@airimaq.kyushu-u.ac.jp

◆ 起業相談の流れ



*外部専門家による面談は、必要に応じて設定します。

大学発ベンチャー事業シーズ育成支援プログラムの概略図



※大学発ベンチャーが陥りがちな「顧客評価の後回し」を防ぐため、プロダクト試作と顧客評価を一体的に実施

※VC等の専門家からなる外部審査員による助言・評価を受け、起業へ向けたステップアップを図る

※会社設立：10件 Safe Approach Medical(株)、KAICO(株)、Deep Flow(株)、(株)タベテック、(株)メグウェル、Palmens(株)、(株)サイエンスグループ、サウンド(株)、(株)テオリーゼ、八田・山本宇宙推進機製作所(株)

名称使用申請

*概要

「名称使用」とは、企業等が、本学との契約に基づき本学の教員等と実施した共同研究、受託研究及び技術指導並びに研究開発コンサルティングにより得られた成果を活用した製品等に、本学の名称を使用することをいいます。

手続きは、企業等から「九州大学の名称使用に関する許可申請書」を提出いただき、申請内容について関係教員への確認・精査等を行ったうえで、許可の可否を決定します。

【基本的な考え方】

- ・本学との共同研究等の成果である事象を表示するものであること。
- ・製品等の情報に関して誇大な又は事実と異なる表示により、消費者や社会に誤認を与えることがないこと。
- ・本学と製品等の製造販売業者等とが明確に区分され、本学が製造物責任法による責任を負うことのない表示であること。また、原則として製品そのものには表示できないこと。
- ・本学の施設・教職員等の写真・画像、ロゴ等は使用しないこと。

◆問合せ先

研究・産学官連携推進部産学官連携推進課

Tel: 092-802-5066

snsosha-j@jimu.kyushu-u.ac.jp

利益相反

本学は、従来に比してより積極的な「社会貢献」を、教育・研究に続く「第三の使命」として位置付けており、その一環として共同研究、受託研究、組織対応型連携、大学発ベンチャー支援及び技術移転等、様々な産学官連携活動を推進しています。

一方、産学官連携活動の健全な推進を図るためには、いわゆる「利益相反」と呼ばれる状態を大学として主体的にマネジメントし、各職員が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備する必要があります。

このことから本学では、九州大学利益相反ポリシー（平成16年3月19日評議会承認）に基づき、九州大学利益相反マネジメント要項を制定し、利益相反マネジメントを行っています。

○利益相反とは

産学官連携活動を行う上で職員等が特定の企業等から正当な利益を得る、又は特定の企業等に対し必要な範囲で責務を負うことは当然に想定され、また妥当なことです。しかしながら、真理の探求を目的とした研究を行い、高等教育を行う大学と、営利の追求を目的とした活動を行う企業とは、その基本的な性格・役割を異にすることから、産学官連携活動を行うに当たり職員等が企業等との関係で有する利益や責務と大学における責任とが衝突する状況が生じ得ます。これが利益相反と呼ばれる状況であり、本学においては、マネジメントの対象とする利益相反を次のとおり整理しています。

①広義の利益相反

狭義の利益相反と責務相反をあわせた概念

②狭義の利益相反

職員等又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況。

③責務相反

職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態。

④個人としての利益相反

狭義の利益相反のうち、職員等個人が得る利益と職員等個人の大学における責任との相反

⑤大学（組織）としての利益相反

狭義の利益相反のうち、大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反

利益相反とは、「大学における責任が果たされていない」という事実を指すのではなく、社会から「大学における責任が果たされていないのではないか」という疑念を抱かれる状況を指します。よって、法令違反とは異なる概念であり、適切なマネジメントを実施することで社会への説明責任を十分に果たすることができればよいことになります。

○マネジメント体制

*利益相反マネジメント委員会

次に掲げる事項を審議する機関として、弁護士等の学内外有識者を1名以上加えた利益相反マネジメント委員会を設置しています。

- ・利益相反マネジメントのための調査及び相談に関する事項

- ・利益相反に関する個別案件の審議及び勧告に関する事項
- ・利益相反マネジメントに関する外部への説明責任に関する事項
- ・その他利益相反マネジメントに関する重要事項

*利益相反マネジメント・アドバイザー

自己申告書等の内容審査、職員等からの利益相反に関する相談への対応及び職員等への事情聴取等を実施する者として、利益相反マネジメント・アドバイザーを置いています。

○マネジメント方法

①定期自己申告

毎年度1回、対象となる職員（役員（監事を除く）、教員、学術研究員）より、産学官連携活動の有無、連携先からの経済的利益の獲得状況及び連携先のエクイティの保有状況等、利益相反を構成する事実関係について自己申告書を提出いただき、必要に応じて利益相反マネジメント・アドバイザーによるヒアリング及びアドバイス等を行っています。

②厚生労働科研及び日本医療研究開発機構

(AMED)の研究に係る自己申告

厚生労働科学研究費補助金を用いた研究の実施者（研究代表者、研究分担者）、又は、日本医療研究開発機構（AMED）委託研究・補助金を用いた研究の実施者（研究開発代表者、研究開発分担者及びこれに相当する研究者）については、各研究課題の交付申請書提出（または委託

研究契約締結）前までに、自己申告書（厚生労働省科学研究／日本医療研究開発機構研究用）を提出いただき、必要に応じて利益相反マネジメント・アドバイザーによるヒアリング及びアドバイス等を行っています。

③ご相談

利益相反に関する相談を学術研究・産学官連携本部において随時受け付けています。相談を希望する場合は、相談シートを提出して下さい。

○臨床研究に係る利益相反マネジメント

臨床研究は、研究対象が人間であることから、被験者の人権・生命を守り、安全にこれを実施することへ格別な配慮が求められます。そこで、医系学府・研究院・研究所及び九州大学病院では、「九州大学医系における臨床研究の利益相反に関する指針」及び「医学系部局における臨床研究に係る利益相反マネジメント要項」を策定し、上記の全学的な利益相反マネジメントに加え、臨床研究に係る利益相反マネジメントを重畳的に実施しています。

★もっと詳しく知るには

学術研究・産学官連携本部のホームページ

https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/teacher/a_policy.php

◆問合せ先

研究・産学官連携推進部産学官連携推進課

TEL:092-802-5065 FAX:092-802-5059

sosrenkei@jimu.kyushu-u.ac.jp

